

令和4年11月25日

令和4年度「SNSを活用した消費生活相談(SNS相談)の実証事業」について

消費者庁新未来創造戦略本部では、通信アプリ「LINE」を活用した消費生活相談窓口を試験的に開設し相談対応を行うことにより、SNS相談の在り方について検証・検討を行っております。

令和3年度までに実施した実証に続き、LINE公式アカウントを開設（アカウント名：消費者庁【消費者トラブルライン相談】）し、下記のとおり実証事業を実施することとしておりますので、お知らせします。

記

1. 実証地域：全国（日本全国からのSNS相談を受け付けます）
2. 相談実施期間：令和4年11月29日(火)16:00～令和4年12月27日(火)20:00
3. 相談受付時間：上記実施期間中常時
4. 相談対応時間：相談員から返答を行う時間帯（曜日）は以下のとおりです。
16:00～20:00（火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日）

<LINE公式アカウントの詳細及び利用方法>

◆アカウント：

消費者庁【消費者トラブルライン相談】 @caa_sodan

◆相談方法：

LINEアプリをお手持ちのスマートフォン等にインストールした後、以下のいずれかの方法で、LINE公式アカウント「消費者庁【消費者トラブルライン相談】」を友だち追加してください。

友だち追加してお気軽に御相談ください。



・URL：以下のリンクから友だち追加

<https://lin.ee/sI39VIK>

・QRコード：以下のQRコードを読み取り、友だち追加



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁新未来創造戦略本部 担当者：森、田尻

電話：088-600-0000（代表）

FAX：088-622-6171

消費者庁消費者政策課 担当者：田原

電話：03-3507-8800（代表）